

八戸市妊娠出産子育てガイド広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市民の子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供するため、市が発行する「八戸市妊娠出産子育てガイド」(以下「冊子」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2条 冊子に広告を掲載できる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条第3号の規定に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- (5) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者
- (6) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

(広告掲載の基準)

第3条 冊子に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) その他冊子に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置等)

第4条 冊子に掲載することができる広告の総量は、概ね誌面の30パーセント程度とし、掲載位置は市長が別に指定するものとする。

(広告の募集方法等)

第5条 市は、冊子の発行業務に関してあらかじめ市と協定を締結した広告取扱事業者に、広告主の募集及び広告の製作等を行わせるものとする。

- 2 前項の業務を行う広告取扱事業者は、公募により選定する。
- 3 広告取扱事業者は、広告主の募集及び広告の製作等にあたっては、八戸市妊娠出産子育てガイド広告掲載取扱要綱(以下「本要綱」という。)の規定を遵守しなければならない。
- 4 広告取扱事業者は、広告主と広告掲出に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

(広告主募集の周知)

第6条 市は、広告取扱事業者が広告主の募集を行うときは、事前に市ホームページ等に掲載して市民及び事業者等へ周知するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、広告取扱事業者を経由して、広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）（別記第1号様式）を市へ提出しなければならない。

(掲載広告の決定等)

第8条 広告取扱事業者は、広告案を作成したときは、広告主に係る名簿及び広告案、広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）その他必要な書類等を市に提出しなければならない。

2 市は、広告取扱業者から前項の規定に基づく書類等の提出を受けたときは、本要綱への適合状況を確認し、その結果を八戸市妊娠出産子育てガイド広告掲載通知書（別記第2号様式）により広告取扱事業者へ通知するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定するに当たり疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。

(広告内容の修正等)

第9条 市は、前条第2項に基づく確認の結果、広告案の内容が本要綱に抵触する恐れがあると判断したときは、広告取扱事業者と協議し、広告内容の修正等、必要な指示をすることができる。

2 前項の修正等に要する費用は、広告取扱事業者の負担とする。

(広告の内容についての責任)

第10条 広告取扱事業者は、広告の内容について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 広告の内容に関する一切の責任は広告取扱事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないこと。

(2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。

(3) 広告の内容により、市に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされたときは広告取扱事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないこと。

(広告掲載の決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により、市長が広告の掲載の決定を取り消した場合において、市に損害が生じたときは、広告主は、市に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市長と広告主とが協議して定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から実施する。

広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名

1. 八戸市妊娠出産子育てガイドへの広告掲載の申込みに当たり、次のとおり申し立てます。
八戸市妊娠出産子育てガイド広告掲載取扱要綱第2条(1)から(5)のいずれにも該当しないこと。
2. 次の事項に同意します。
 - (1) 下記の税目について現に滞納がない旨証明するため、市が私の納税状況を確認すること。
 - ・ 市民税
 - ・ 固定資産税
 - ・ 軽自動車税
 - ・ 国民健康保険税
 - (2) 八戸市妊娠出産子育てガイド広告掲載取扱要綱第2条(3)に該当しないことを確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
 - (3) 提出した本申立書及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会すること。
 - (4) 八戸市妊娠出産子育てガイド広告掲載取扱要綱第2条(3)に該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第4条の規定に基づき、公表されること。

八戸市妊娠出産子育てガイド広告掲載通知書

年 月 日

様

八戸市長



八戸市妊娠出産子育てガイドへの広告掲載について、次のとおり決定したので通知いたします。

- | | |
|---------|--------------|
| 1. 決定区分 | 掲載可 |
| | 掲載不可
(理由) |